

前橋都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

年 次		平成 2 7 年	令和 7 年
		(基準年)	(基準年の 10 年後)
区 分	都 市 計 画 区 域 内 人 口	836.6 千人	おおむね 811.3 千人
	市 街 化 区 域 内 人 口	571.1 千人	※ 1 おおむね 562.9 千人
	配 分 す る 人 口	—	おおむね 548.8 千人
	保 留 す る 人 口	—	おおむね 14.1 千人
	(特定保留)	—	—
	(一般保留)	—	おおむね 14.1 千人

※ 1 令和 7 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

## 理 由

平成27年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和7年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

また、別添計画図表示のとおり、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、前橋市による開発事業の実施が確実となった次の地区を市街化区域に編入するもの。

## 記

1. 西善・中内地区：面積 17.3ha

前橋都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

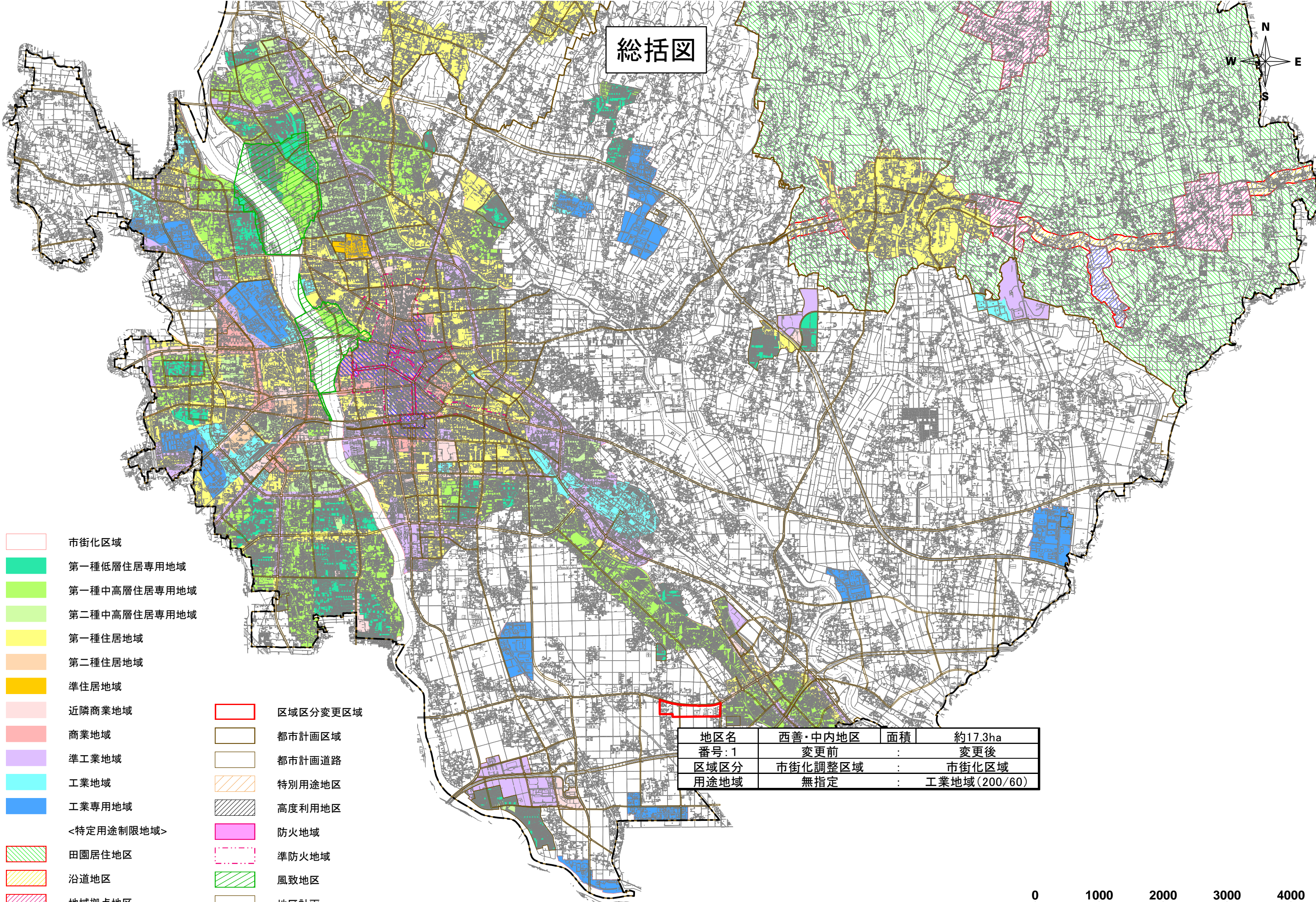
2. 人口フレーム

年次 区分	新		旧	
	※人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。		※人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。	
	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)	平成22年 (基準年)	令和2年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	836.6千人	おおむね 811.3千人	841.1千人	おおむね 824.6千人
市街化区域内人口	571.1千人	※1 おおむね 562.9千人	575.8千人	※1 おおむね 566.6千人
配分する人口	—	おおむね 548.8千人	—	おおむね 547.6千人
保留する人口	—	おおむね 14.1千人	—	おおむね 19.0千人
(特定保留)	—	—	—	—
(一般保留)	—	おおむね 14.1千人	—	おおむね 19.0千人

※1 令和7年及び令和2年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

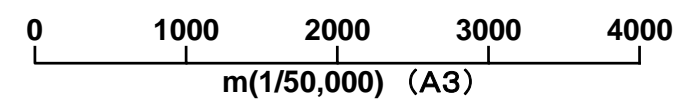


# 総括図



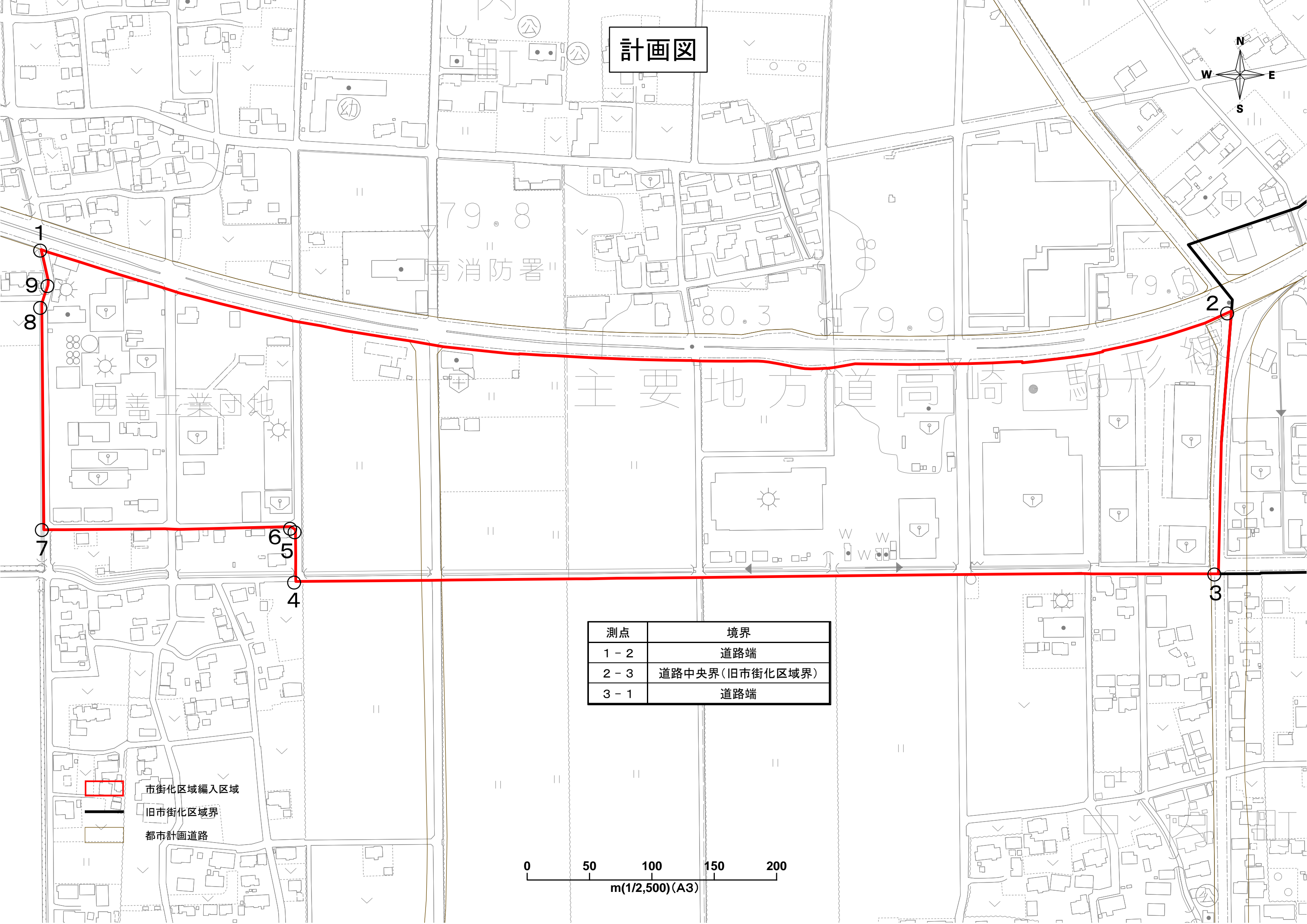
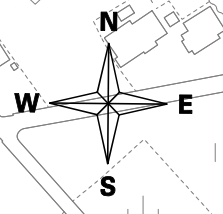
- 市街化区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- <特定用途制限地域>
- 田園居住地区
- 沿道地区
- 地域拠点地区
- 産業共生地区
- 区域区分変更区域
- 都市計画区域
- 都市計画道路
- 特別用途地区
- 高度利用地区
- 防火地域
- 準防火地域
- 風致地区
- 地区計画
- 駐車場整備地区

地区名	西善・中内地区	面積	約17.3ha
番号:1	変更前	:	変更後
区域区分	市街化調整区域	:	市街化区域
用途地域	無指定	:	工業地域(200/60)





# 計画図



79.8  
"南消防署"

80.3 79.9

79.5

主要地方道高崎駒形線

測点	境界
1 - 2	道路端
2 - 3	道路中央界(旧市街化区域界)
3 - 1	道路端

市街化区域編入区域  
旧市街化区域界  
都市計画道路

